

町章候補作品選考基準

1. 合併協議会における選定

選考小委員会において選考された 5 点の町章採用候補作品を合併協議会に提案し、出席の協議会委員全員（会長・副会長含む）の投票により決定する。

選定方法

第 1 次審査

合併協議会において、出席の協議会委員全員による投票（1 人 1 票）を行い、得票数の上位 2 点を選定する。投票の結果、得票数が同数で上位 2 点を選定できない場合は、再度同数の作品について投票を実施し、得票数が多い作品を決選投票候補作品とする。再投票の結果、同数の場合は、協議の上、決選投票候補作品として決定する。

第 2 次審査

上位 2 点による決選投票で得票数が多い作品 1 点を町章として決定し最優秀賞とする。それ以外の 4 点は優秀賞とする。同数の場合は、再度協議の上、採用作品とする。

開票事務

開票事務は、合併協議会事務局職員が行う。

2. 特別賞の贈呈

特別賞 1 名（図書券 5,000 円）

町章応募作品のうち、愛荘町の未来を担う子どもたちである、2 町の町内の高校生以下の応募の中から、「特別賞」1 点を選定し、図書券 5,000 円を贈呈する。

なお、平成 18 年 4 月 29 日（土）開催予定の合併記念式典において、特別賞受賞者に授与する。

2 町の町内の高校生以下の応募者全員に「努力賞」として図書券 1,000 円を贈呈する。